

Title	イギリス議会エンクローチャーにおける囲い込み委員の活動： ウェストン・ターヴィル教区の事例を中心に
Sub Title	Enclosure commissioners in British parliamentary enclosure : an example from a Buckinghamshire parish
Author	重富, 公生
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1987
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.6 (1987. 2) ,p.596(52)- 613(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19870201-0052
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19870201-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス議会エンクロージャーにおける 囲い込み委員の活動

——ウェストン・ターヴィル教区の事例を中心に——

重 富 公 生

目 次

はしがき

- I 囲い込み委員にかんする諸見解
- II ウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャーと囲い込み委員の会合
 - (1) 教区のエンクロージャー概観
 - (2) 囲い込み委員およびスタッフの任命
 - (3) 委員の会合とエンクロージャーの実施
- III ウェストン・ターヴィル教区の囲い込み委員の活動の特徴

はしがき

。 囲い込み委員として知られている人々は、各教区におけるエンクロージャーの実施に伴う雑務一般を統轄し、土地の交換分合のあり方を最終的に決定する権限を有していた。周知のように、イギリスの議会エンクロージャーの実施にあたっては、教区（ないし村落）ごとに議会の法令による公的な許可をおおぎ、またそのつど数名の囲い込み委員からなる委員会が組織された。18世紀中葉から後半にかけての議会エンクロージャーの初期には、委員となったのは土地貴族や大地主、聖職者が中心で、多数の委員が一委員会を構成していた。しかし、18世紀末から19世紀初期にかけてのエンクロージャー最盛期には、おおむね3名の委員によって構成されるのが慣例となり、委員も土地測量士等の専門家によって占められるようになった。原則として3名の委員は、当該教区のそれぞれの利害関係者（集団）を代表する。すなわち、マナー領主、聖職者（主として十分の一税徴収権者）、その他の土地所有者集団である。このため、囲い込み委員にかんする従来の議論では、これらの諸利害の代表者によって構成される委員会が「階級性」を濃厚にもったものであったのか、あるいはどの階層の土地保有者農民にとっても公平に業務をすすめた専門家集団であったか否かが、論争点とされてきた。そのさい、とりわけ、いわゆる小農階層の利害がどこまで反映されたかが問題の中心とされた。

イギリス議会エンクロージャーにおける囲い込み委員の活動

本稿は、バッキンガムシャーの一教区を対象に、エンクロージャーの期間におこなわれた囲い込み委員の会合の内容を紹介することにより、その活動の一端を明らかにし、囲い込み委員にかんする議論をふかめるための手がかりを提供しようとするものである。以下、第Ⅰ節において研究史上の重要な諸論点を、本稿の問題提起との関連で検討し、第Ⅱ節で実際の委員の会合の内容を中心に観察する。そして第Ⅲ節では、前節の観察によって明らかになった委員の活動の特徴を、結論的にまとめる。本稿が主として依拠した史料は、W・E・テイトおよびM・E・ターナーが編集した、⁽¹⁾ イングランド全州についてのエンクロージャー法令ならびに裁定書の摘要；地方誌『バッキンガムシャーの諸記録』に掲載された、ウェストン・ターヴィル教区の囲い込み委員会議事録の抄録；⁽²⁾ バッキンガムシャーの州文書館発行の同教区議会エンクロージャー関係史料集；⁽³⁾ 前記ターナーの博士⁽⁴⁾ 学位論文である。

I 囲い込み委員にかんする諸見解

のちに中世末から近世初頭にかけての廃村の研究者として高名になるM・W・ベレスフォードが⁽⁵⁾ 1946年に発表した、囲い込み委員にかんする論文は、研究史上ひとつの分水嶺となった。かれはここでP・マントー、ハモンド夫妻、W・ハスパッハ、A・H・ジョンソン以来の、委員についての古典的通説を一新する一方で、従来とはまったく違った新しい史料を利用したからである。いわゆる古典学説にあっては、囲い込み委員がエンクロージャーの発起人たる大土地所有者層に奉仕したとして、⁽⁶⁾ その階級性格が指摘されていた（ただし、この時期の研究にぞくするものなかでは、E・C・K・

注(1) Tate, W. E. & Turner, M. E. (eds.), *A Domesday of English Enclosure Acts and Awards* (Reading, 1976). 以下、Tate & Turner, *A Domesday* と略記。

(2) Davis, E. J., "An 18th-Century Minute Book: Minutes of the Meetings held by the Commissioners for the Inclosure of the Parish of Weston Turville, 1798-1800", *Records of Buckinghamshire*, XV, 3 (1949), pp. 172-181. 以下、Davis, "Minute Book" と略記。なお、後出【表1】は、この抄録にもとづいて作成した。

(3) *Some Documents Illustrating the Weston Turville Enclosure. 1797-1800* (Buckinghamshire County Record Office, Aylesbury, n. d.). 以下、*Some Documents* と略記し、史料ナンバーを付す。なお、バッキンガムシャー州文書館におもむいて、仲介の労をとって下さった慶應塾義大学大学院の堀元子氏にたいし、ここに謝意を表したい。

(4) Turner, M. E., *Some Social and Economic Considerations of Parliamentary Enclosure in Buckinghamshire, 1738-1865* (TS, unpublished Ph. D. thesis, Univ. of Sheffield, 1973). 以下、Turner, thesis と略記。

(5) Beresford, M. W., "Commissioners of Enclosure", *Econ. Hist. Rev.*, 1st Ser., XVI 2 (1946), pp. 130-140.

(6) Mantoux, P., *The Industrial Revolution in the XVIIIth Century* (tr. by Vermon, M., 1928), pp. 163-169, 邦訳『産業革命』（徳増栄太郎他訳、東洋経済新報社、1964年）、210-218ページ；Hammond, J. L. & B. *The Village Labourer, 1760-1832* (London, 1911, Longman Pbk. edn., 1978), pp. 25-30；Johnson, A. H., *The Disappearance of the Small Landowner* (London, 1909, rep., 1963), pp. 102-103；Hasbach, W., *A History of the English Agricultural Labourer* (tr. by Kenyon, R., London, 1908), pp. 62-63.

ゴナーは早くから委員の公正を主張していた⁽⁷⁾。とりわけ マントーおよび ハモンド 夫妻は、一部の関係者による恣意的な委員の任命方法を指摘した。そのさい、証拠として議会に寄せられた苦情や同時代者の証言が引用されている。具体的にいえば、下院議事録、農業改良委員会(Board of Agriculture)の各種報告書、アーサー・ヤングをはじめとする同時代人々の手になる諸文献が典拠とな⁽⁸⁾った。

ベレスフォードが新しく使用した史料とは、委員の会合の議事録、会計簿、手紙、業務日誌等である。もっとも、史料が一新され、新しい歴史像が構成されたからといって、それがただちにヨリ実像に近い歴史像であるとみることはできない。限りなく多様なあり方を示す歴史的現実と比べれば、いずれも絶対的には限られた材料に照らしての議論であることにはかわりないからである。重要なのはむしろ、いつに像を構成する側の方法ないし能力いかんであろう。それを判別するためには、おのおのの史料分析の手法そのものを精細に検討することが必要となる。しかし、それはここでの直接の課題ではない。とまれ確実にいえることは、ベレスフォードがここでこれらの史料を使ったことによって、委員の活動の実態について統計的手法によつての把握が可能になった。それによれば、つぎのような特徴が見い出される。すなわち、時期的・地域的にある程度限定してみれば、一人で何十にものぼるエンクロージャーに関与していた委員が多くみられること、そしてこのことは、委員の片腕として働いた測量士(Surveyor)についてもいえる。また、委員の一人が何らかの事由で欠けた場合の選出手続きや、法令の成立以前の委員の活動についても、おおかたの制度的枠組が決められており、業務全体の専門的組織化がみられたこと⁽⁹⁾、さらに、エンクロージャーの遂行は数年を要する大事業であり、会合も多数、費用もかなりの額を要したこと⁽¹⁰⁾。以上のことから判断すると、特別のケースを別とすれば、委員の専門的業務にたいして特定の階層からの広い不満はあるべくもなかった。というより、最悪の場合でもそれは各人にとって等しく不公平なものであった、とベレスフォードは結論している⁽¹¹⁾。しかし不可解なのは、かれはこの結論の部分では議会での証言や同時代者たちのそれに依拠していることである。そのために、かれの史料の分析が結論とそぐわない印象をうけることは否めない。

注(7) Gonner, E. C. K., *Common Lana and Inclosure* (London, 1912, 2nd ed., 1966), pp. 75-77, 82-83, 94-95. なお、同書1966年版の G・E・ミンゲイによる研究史を扱った序文を参照。

(8) ハモンド夫妻やマントーが頻繁に引用する当時の代表的な文献は、Young, A., *A Six Months' Tour through the North of England* (1771); *A General Report on Agriculture* (Board of Agriculture, 1808); Homer, H., *Essay upon the Nature and Method of Ascertainning the Specifick Shares of Proprietors upon the Inclosure of Common Fields* (1766); Anon., *An Inquiry into the Advantages and Disadvantages Resulting from Bills of Enclosure* (1780) (Hammond, *op. cit.*, p. 36, n. 33 seq.; Mantoux, *op. cit.*, p. 168, n. 2, 前掲邦訳, 217ページ, 注(21); Hasbach, *op. cit.*, p. 62, n. 1, etc.).

(9) Beresford, *op. cit.*, pp. 132-133.

(10) *Ibid.*, pp. 135-139.

(11) *Ibid.*, pp. 130-131.

イギリス議会エンクロージャーにおける囲い込み委員の活動

もうひとつ、W・E・テイトが1951年に発表した、オックスフォードシャーの囲い込み委員にかんする論文もみのがせない。⁽¹²⁾かれの主張はおおむねベレスフォードの線に沿ったものであるが、それ以外にも二三の注意すべき指摘をおこなっている。テイトは、委員の職がしだいに弁護士、土地管理人、土地測量士等の専門家で占められるようになっていったことを確認したうえで、さらに、各委員はそれぞれ別の特定の利害関係者層を背景にしていた、と指摘した。また、1人の委員が多くのエンクロージャーに名を連ねるのみならず、複数(たいてい2人)の委員がチームを組んで方々の委員会に参加していたこともわかった。⁽¹³⁾

さてベレスフォード、テイト以後も囲い込み委員にふれた叙述は続々と現われたが、ほとんどはベレスフォード=テイト説を踏襲したものであったといえる。とくに1950年代から60年代にかけて農業史研究の成果をあげたJ・D・チェムバース、G・E・ミンゲイ、E・L・ジョーンズらは、この問題にかんしてはベレスフォード=テイトないし他の二三の著名な文献の引用に終始した。⁽¹⁴⁾その結果、この時期にはベレスフォードの見解が広く通説として認められていったのである。ただ、これらの叙述はいずれも概説であり、囲い込み委員の問題を直接扱った専門研究ではなかった。その意味では70年代のM・E・ターナーの研究は、ひさびさに新しい見解を示したものであり、注目される。かれの1973年の博士論文は後段で言及することになろうが、1977年の論文では、バッキンガムシャーの囲い込み委員の問題が論じられている。⁽¹⁵⁾それによれば、ベレスフォード以来通説となっている委員の専門化の傾向は、この州でも確認されているが、それがただちに委員の業務の公正を示すと結論することはせず、むしろ委員の兼任によるエンクロージャー実施の遅延化と、それによる実施経費の高騰という事実を強調していることは、注目される。

以上、簡単に研究史を概観することで問題の所在を示したが、次節では一教区の事例をとって詳細にみてみよう。

II ウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャー と囲い込み委員の会合

(1) 教区のエンクロージャー概観

注 (12) Tate, W. E., "Oxfordshire Enclosure Commissioners, 1737-1856", *The Journal of Modern History*, XXIII, 2 (1951), pp. 137-145.

(13) *Ibid.*, pp. 142-143, 145.

(14) たとえば, Chambers, J. D. & Mingay, G. E., *The Agricultural Revolution 1750-1880* (London, 1966), pp. 55-56; Mingay, G. E., "The Agricultural Revolution in English History: A Reconsideration", *Agric. Hist.*, XXXVII (1963), pp. 132-133; Jones, E. L., An Introduction to Jones, E. L. (ed.), *Agriculture and Economic Growth in England, 1650-1815* (London, 1967), p. 21.

(15) Turner, M. E., "Enclosure Commissioners and Buckingham Parliamentary Enclosure", *Agric. Hist. Rev.*, XXV, 2 (1977), pp. 120-129.

本節ではウェストン・ターヴィル (Weston Turville) 教区を直接の叙述の対象とするが、まず Buckinghamshire および同教区のエンクロージャーを概観する。

Buckinghamshire はミッドランド穀草地帯の最南部に位置している。またその農業事情や議会エンクロージャーの顛末も、ミッドランド全体のそれと類似したものであった。ヨリ細かく観察すれば、この南北に長い州は地理的に三分される。⁽¹⁶⁾ 最南端部にあたるテムズ川峡谷地帯は主として河川段丘の砂礫質土壌からなり、とくに乾燥期には穀作には適さない。そこから北上すれば中南部をほぼ東西に横切るチルターン丘陵地帯になる。ここの土壌は砂礫質、フリント質、粘土質の合成であり、やはり穀作に最適の条件ではないが、良好な牧草地が多かった。⁽¹⁷⁾ これら南部両地帯以外の中・北部、つまりエイルスベリー盆地以北には、まとまった面積をもつ粘土質土壌の平地が広がっていた。ここはいわばミッドランドの最南端部を形成し、同州内では穀作にもっとも適している。⁽¹⁸⁾

さて、エンクロージャー実施の前夜ともいえる 1771 年に、A・ヤングが Aylesbury 教区 (別掲 [図 1] の地図では、XIII の Aylesbury ハンドレッドにぞくしている) から西北部の Buckingham 教区 (同じく VI の Rowley ハンドレッド) にかけて旅行し、その周遊記を残している。ヤングによれば、ここの耕地は土壌的にはイングランドでも指おりの上質のものであるが、ほとんどの耕地は三圃制開放耕地の状態で作られている。もしエンクロージャーを実施して排水溝を整備し、作物の耕作順序を転換すれば、農業のいっそうの改善が実現されるであろうと予想している。⁽¹⁹⁾ さらに、その二十数年後に書かれた農業改良委員会の Buckinghamshire の農業事情報告書では、囲い込みが日々進行中で、ほどなく開放状態の耕地、共有地および荒蕪地は消滅するであろうとの記述がある。⁽²⁰⁾ これらの同時代者の観察は、すぐあとで述べるこの州のエンクロージャーの実施時期と照らし合わせると、すこぶる正確なものであることがわかる。

Buckinghamshire は全面積の 39 パーセントが議会エンクロージャーの対象となった。この密度は全イングランドの州のなかでも、上位九番目にあたる。⁽²¹⁾ ただし、さきの地域的区分でいえば、それは中・北部の粘土質地帯に圧倒的に集中しており、南部の実施密度は低かった。⁽²²⁾ 一般にミッドランドの議会エンクロージャーは、その実施の隆盛期が 1770 年代および 1790 年から 1810 年頃にかけて

注 (16) Page, W. (ed.), *The Victoria County History of the County of Buckingham* (London, 1908-25), II, pp. 394-400.

(17) この地方の耕地については、Coppock, J., "Farms and Fields in the Chilterns", *Erdekunde*, XIV (1960), pp. 134-146.

(18) さらにこれを中部および北部に分ける方法もある。Turner, thesis, p. 61.

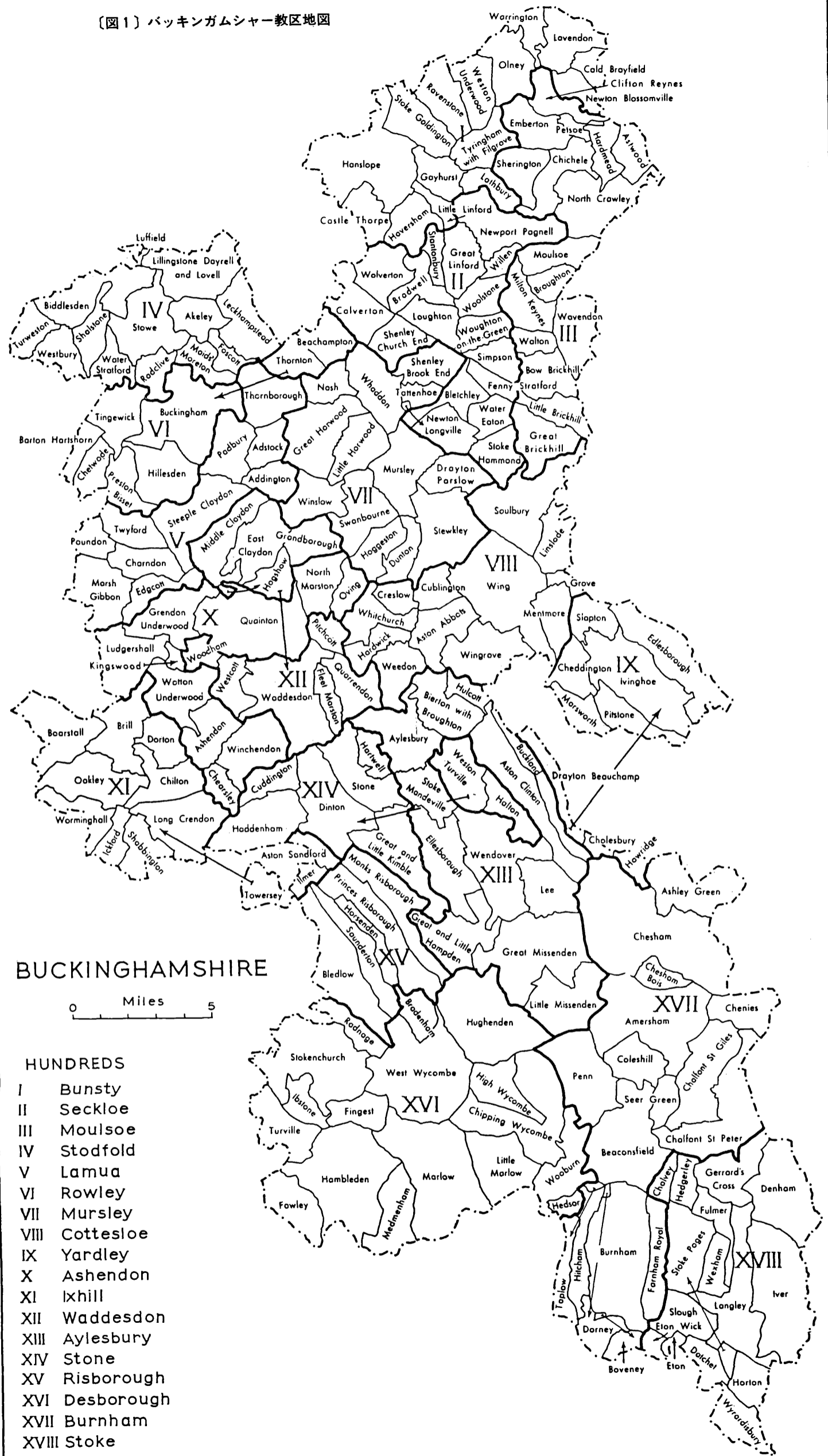
(19) Young, A., *The Farmer's Tour through the East of England* (London, 1771), pp. 19-28.

(20) James, W. & Malcolm, J., *A General View of the Agriculture of Buckinghamshire* (London, 1794), p. 25.

(21) Slater, G., *The English Peasantry and the Enclosure of Common Fields* (London, 1907, rep., New York, 1968), p. 142.

(22) Turner, thesis, p. 71.

〔图1〕 バッキンガムシャー教区地図



BUCKINGHAMSHIRE

0 Miles 5

HUNDREDS

- I Bunsty
- II Seckloe
- III Moulsoe
- IV Stodfold
- V Lamua
- VI Rowley
- VII Mursley
- VIII Cottesloe
- IX Yardley
- X Ashendon
- XI Ixhill
- XII Waddesdon
- XIII Aylesbury
- XIV Stone
- XV Risborough
- XVI Desborough
- XVII Burnham
- XVIII Stoke

(出所) Mawer, A. & Stenton, F. M., *The Place-Names of Buckinghamshire* (Cambridge, 1969), Appendix.

の二期に分かたれるが、この州でもそれはあてはまる。ただし、他のミッドランド諸州とは違い、ここでは第二期の1790～1810年——ちょうど対仏ナポレオン戦争期にあたる——にその最盛期がき(23)た。もちろん全時期を通じて、エンクロージャー自体にもさまざまな変化がみられた。バッキンガムシャーにおいて1760、70年代に囲い込まれた教区では、500エーカー以上の大土地所有者が大きな比率を占めることが多く、一教区の土地所有者数は少なかった。そして1790年代から19世紀初頭にかけては、100ないし200エーカーの中規模農民層が優勢となった。19世紀がすすむと再び大所有者の比率が上昇したが、土地所有者そのものの人数は多かったので、エンクロージャーへの反対もひとしおであったといわれる。ただし、以上はごくおおまかな傾向にすぎない。(24)

ウェストン・ターヴィル教区は、バッキンガムシャー随一の都市 Aylesbury を含む教区の南東部に隣接していた。[図1]の地図で見ると州中央部東よりの位置にあり、XIVのStoneハンドレッドの飛び地となっている。地理的にはチルターン丘陵の北斜面とエイルスベリー盆地の境目、つまり同丘陵の地質条件と中央部の粘土質がまじわる付近に位置していた。今世紀初頭の数字では教区の面積は2,323エーカー、うち耕地は1,070エーカーで森林が $7\frac{1}{2}$ エーカー、残りは牧場となっている。住民の生業はほとんど農業のみ。(25) さかのぼれば、この教区は11世紀のドゥームズデイ・ブック以来、領主の移り変わりが少なくなかったようである。たとえば13世紀には、かのレスター伯 Simon de Monfort が領主として名を連ねている。議会エンクロージャーが実施された時にはランカスター伯領となっていたが、伯にはエンクロージャーの法令ではわずかな土地しか割り当てられていないことから、ほとんど名目的な支配であったことが知られる。(26)

この教区は1790年代に入って議会エンクロージャーへの動きが本格化した。この頃に、エンクロージャーの実施をにらんだ3件の土地取引(都合82エーカー)があったことが明らかにされている。(27) 実際には1797年9月に、発起人を中心としてエンクロージャー法案を議会に提出する旨、教会の扉に公示が出された。(28) 翌年法令が成立し、以後裁定書が完成する1800年まで足かけ3年にわたり、ウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャーが実施される。議会エンクロージャーの対象となっ

注(23) ミッドランドの他の州の議会エンクロージャーについては、以下の論文を参照。Hunt, H. G., "The Chronology of Parliamentary Enclosure in Leicestershire", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., X, 2 (1957), pp. 265-272; Martin, J. M., "The Parliamentary Enclosure Movement and Rural Society in Warwickshire", *Agric. Hist. Rev.*, XV, 1 (1967), pp. 19-39. ナポレオン戦争期へのエンクロージャー実施の集中については、A・H・ジョン、チェムバーズ、ミンゲイらが強調するところである。John, A. H., "Farming in Wartime: 1793-1815", in: Jones, E. L. & Mingay, G. E. (eds.), *Land, Labour and Population in the Industrial Revolution* (London, 1967), pp. 28-47; Chambers & Mingay, *op. cit.*, chap. 4.

(24) Turner, thesis, pp. 79-88.

(25) Page, V. C. H., *Buckingham*, III, p. 365. 教区の地理的環境については、*ibid.*, III 所収の折り込み地図が便利である。

(26) *Ibid.*, III, p. 366.

(27) Turner, thesis, p. 106.

(28) Some Documents, No. 3.

た面積は、法令の文面には1,000エーカーと記されているが、実際には、1,402エーカーであった。⁽²⁹⁾ またあとでみる申告書によれば、フリーホルダー、コピーホルダー等の土地保有者(proprietor)、つまりエンクロージャー時の土地被割り当て権保持者は全部で49名であった。うち50エーカー以上の土地保有者は13名、さらに100エーカー以上は6名となっている。ちなみに最大の保有者は法人のMercers' Companyで、500エーカーあまり、またバッキンガム伯も広い土地を保有していた。⁽³⁰⁾ しかし、同時期に囲い込まれた州内の他の教区の平均よりも1人あたりの割り当て面積は小さい。

(2) 囲い込み委員およびスタッフの任命

ウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャー法令は1798年に発布された。これをうけて、同年6月に囲い込み委員の最初の会合がひらかれる。この会合では、あらかじめ人選が決定していた3人の委員やその他のスタッフの正式な任命がおこなわれた。法令には3人の委員の氏名および出身地が、つぎのように記されている：⁽³¹⁾

Thomas Bainbridge, of Gray's Inn, in the County of Middlesex.

Richard Davis, of Lewknor, in the County of Oxford.

John Fellows, of Foscott, in the County of Buckingham, Gentleman.

この3人がエンクロージャーの執行宣言と、業務の実施にあたっては公平無私を心がける旨の宣誓をおこなった。その他のスタッフとして、書記(clerk)職にはActon Chaplin(Clerk of Peace for Buckinghamshire, 1787-1813)、測量士(Surveyor)職にはWilliam Collisson(Northamptonshire)⁽³²⁾が任命されている。この5名が中心となって教区全体のエンクロージャー業務が遂行されていくことになった。

さて、エンクロージャーの実施に責任を負った、委員を中心とするこれらのスタッフについて少しく通曉するために、委員1名と測量士を例にとってその職業的背景を観察してみよう。

3名の委員のうち、T. Bainbridgeをのぞけば、いずれもバッキンガムシャー内ではヴェテランの委員と目されていた。R. Davisはこの州において、1796年から1812年にかけて11回の委員職を経験している。さらにJ. Fellowsは、同じく1788年から1825年の間に29回の委員職をつとめ、最多の経験を誇っていた。⁽³³⁾ Fellowsはバッキンガムシャーの囲い込み委員の代表的存在、いわば顔役であったといえよう。その出自をみれば、かれは18世紀後半まではこの州内の一教区において、中規模の土地所有者兼テナントとして登録されており、いわゆるヨーマンリーにぞくしていたものと思われる。しかし19世紀に入ると地租査定簿からは名前が消え、不動産取引業者(land agent)兼

注(29) Tate & Turner, *A Domesday*, p. 68.

(30) Some Documents, No. 12.

(31) Some Documents, No. 9.

(32) Davis, "Minute Book", pp. 172-173.

イギリス議会エンクロージャーにおける囲い込み委員の活動

土地測量士(land surveyor)の仕事が本職となっていた。それ以前の18世紀後半頃からかれは父(同名)に随伴し、地租査定官(Land Tax Assessor)としてキャリアを開始した。エンクロージャーに初めて関与したのは1773~75年の Tingewick 教区、その時は測量士をつとめている。以後、全部で7回の測量士職を、うち一度は父の委員職の下でつとめた。一般にこの職務は、囲い込み委員となるための修業ないし徒弟期間とみなされており、類似の経歴を歩んだ委員も多かったことを指摘しておく。Fellows の場合は、1788年の Bradwell 教区のエンクロージャーで初めて委員の職を経験している。以後1825年までこの州内で、ここで扱うウェストン・ターヴィル教区も含めて29回の委員職をつとめた。のみならず、その間に近隣のベッドフォードシャーで15回、ノーサンプトンシャーで7回の委員職をつとめている。

測量士に任命された W. Collisson も、バッキンガムシャーの議会エンクロージャーのもうひとりの顔役であった。事実、かれもまた1788年から1823年の間に14回の委員職をつとめている⁽³⁴⁾。とりわけ Fellows とのコンビは有名で、ともに委員として、ないしこの教区のように Fellows の委員と Collisson の測量士という組み合わせで、多くのエンクロージャーを指導した。しかし Collisson の場合はむしろ測量士としての名声が高かったが、他の測量士とは違って、本来の測量士の業務のほかにエンクロージャー時の教区の柵の設営と維持を担当したり、また土木業者との契約を引き受け、さらには委員の間の仲裁員(とくに委員が2名の場合は必要とされた)、補欠の委員(エンクロージャーの実施中に何らかの事由で委員の1人が欠けた場合に代役をつとめる)に連なることもあった。一方測量士としては、オックスフォードシャー、ノーサンプトンシャー(出身地)、ベッドフォードシャーにもたびたびおもむいた。⁽³⁶⁾

なお上記5名のスタッフのほかに、後述するように第6回の会合(1798年12月)において、Francis Pursell が道路測量士として任命されている。⁽³⁷⁾

(3) 委員の会合とエンクロージャーの実施

本項では、委員の会合で決められた手順に従ってエンクロージャーが順次すすめられていく過程を観察する。別掲〔表1〕の会合の議事進行表からわかるように、会合は足かけ3年にわたって16回ひらかれたが、エンクロージャーの実施状況にそくして、おおきく三つの段階に分けることができる。すなわち、第一段階は第1回から第5回まで、これはいわばエンクロージャーの準備期にあたる。第二は実際に土地の割り当てが実施された第6回から第11回まで、そして第三は第12回以降、

注 (33) Turner, thesis, p. 277. 以下, Fellows の経歴については, *ibid.*, pp. 248-251 参照。

(34) *Ibid.*, p. 277.

(35) *Ibid.*, p. 246.

(36) *Ibid.*, pp. 256-257.

(37) Davis, "Minute Book", p. 175.

〔表1〕 ウェストン・ターヴィル教区における囲い込み委員会合の議事進行表

会 合	開始年月日・場所 (カッコ内は教区名)	主な議事内容および決定・通達事項。 (業務の主な遂行者を〔 〕内に表示、略号：Co= Commissioner (委員), Cl=Clerk (書記), Su= Surveyor (測量士)。表示がない場合は、おおむね委員を中心に全体でなされるもの)	備 考 (会合の日数を記していない場合は、ほぼ2～5日間)
第1回	1798. 6. 20. George Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲い込み委員、書記および測量士の任命。 ・ 委員によるエンクロージャー遂行宣言および宣誓。 ・ 休耕地に大麦、オート麦、クローバーの播種を決定。 ・ 教区民への通達。 (i)家畜の共同放牧権一時停止。 (ii)測量士の測量活動への土地保有者の参加。 (iii)各土地保有者は、自分の保有地について、freehold, copyhold, leasehold の区別を明確にする〔Su〕。 (iv)各土地保有者は、保有する耕地、牧草地等の面積、馬・羊・牛の頭数、旧囲い込み地の面積を、次の会合までに申告する〔Cl〕。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会合2日間。 ・ 教区民への通達は6月24日に教会の扉に貼付。
第2回	1798. 7. 18. George Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地保有者数人が会合に出席して申告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会合2日間。 ・ 土地保有者の欠席多い。
第3回	1798. 8. 20. George Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引きつづき申告の受け付け。 ・ 申告内容にもとづいて一覧表作成〔Cl〕。公共の場所に掲示して内容に対する異議を次回会合で受け付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ やはり欠席多く、出席催促状を送付〔Cl〕。
第4回	1798. 9. 24. Red Lion Inn (Wendover)	<ul style="list-style-type: none"> ・ さきの一覧表にたいして、29件の異議申告あり。次回会合で当事者双方の事情聴取。 ・ 開放耕地および草地の査定開始〔Co〕。 ・ 10月19日より教区境界の踏査開始〔Cl〕。 ・ 諸道路および運搬路の整備着手〔Su〕。 ・ 旧囲い込み地の土地保有者に、十分の一税の代替通達〔Cl〕。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会合6日間。 ・ 境界踏査の布告は10月6日。 ・ 道路整備計画図を公示。
第5回	1798. 10. 18. George Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申告についての事情聴取〔Co〕。 ・ 教区境界の踏査終了。境界設定開始〔Su〕。 ・ 旧囲い込み地の査定終了〔Co〕。 ・ 教区民への通達。 (i)11月1日までに休耕地から豚・羊を追出す。 (ii)割り当て地の位置について要望のある者は、次の会合までに申し出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会合3日間。
第6回	1798. 12. 10. White Hart Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教区境界設定完了〔Su〕。 ・ 翌年1月8日までに割り当て地の踏査および確定〔Su〕。 ・ 各土地保有者にたいし、割り当て地への異議があれば、次回会合までに申し出るよう通達〔Cl〕。 ・ Francis Purssell を道路測量士に任命。 	

イギリス議会エンクロージャーにおける囲い込み委員の活動

第7回	1799. 1. 9. White Hart Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地保有者数人が土地の割り当て承認。割り当て開始 [Su]。 ・各土地保有者の支払い費用の項目別一覧表を作成し、書記に提示 [Su]。 ・すべての共有権を即座に廃止。 ・各種テナントのリース権停止。 	
第8回	1799. 2. 19. George Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・各土地保有者の分担費用公示 [Su]。 ・土地保有者数名、即座に費用を支払う。不払い者には催促状送付 [Cl]。 ・再契約のためのテナントから地主への支払い額算定 [Su]。 ・隣接教区との境界の最終的取り決め [Co]。 ・地租額査定開始 [Su]。 ・次回会合までに裁定書の草稿作成 [Cl]。 	
第9回	1799. 3. 27. Bell Inn (Ashton Clinton)	<ul style="list-style-type: none"> ・2人のテナントが地主からの補償を訴える。 ・提出された裁定書の草稿を検討。 ・費用支払い滞納者に、5月1日をメドに支払うよう通達 [Cl]。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会合4日間。 ・この会合のあと、共有権の終結を宣言。 ・この会合以降、委員のBainbridge 欠席。
第10回	1799. 5. 13. Bell Inn (Ashton Clinton)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地割り当てにかんして数件の訴え。 ・書記のChaplinが、前回のテナントの訴えへの処置にたいし、抗議。 ・broken rent (注(44)参照) および地租の支払い額明示。 ・corn rent (注(42)参照) の額確定のため、ウインチェスター小麦価格の14年平均額を調査 [Co]。 ・裁定書の草稿の検討を継続。正式の裁定書を次回提出 [Cl]。 ・公共用柵および新水路開削の費用明細書作成。 	
第11回	1799. 7. 15. George Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・裁定書の作成終了 [Cl]。 ・前回の訴えの一部を処理。新しい訴えの聴取。 ・測量士にたいし、100ポンドの追加報酬。 ・割り当てた各所領の年土地価値およびテナント負担の poor rate の査定 [Su]。 	
第12回	1799. 9. 16. White Hart Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・費用支払い滞納者に催促状送付 [Cl]。 	
第13回	1799. 10. 18. White Hart Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の土地保有者が出席して、委員に陳情をおこなう。 ・費用支払い滞納者に催促状送付 [Cl]。 	
第14回	1800. 2. 13. White Hart Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回会合時の訴えを処理。 ・数人の費用支払い滞納者に、即座に支払わない場合、不動産差し押さえの実施を通達 [Cl]。 	

第15回	1800.5.20. George Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種明細書を閲覧可能な冊子とする。 ・新水路開削時の農地への損害補償額の調査。 ・費用支払い滞納者にたいし、不動産差し押さえの準備[CI]。 ・このところ欠席中の委員 Bainbridge にたいし、連絡をとる [CI]。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会合5日間。
第16回	1800.7.3. White Hart Inn (Aylesbury)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路測量士の F. Purssell に諸道路の整備を要請 [CI]。 ・第10回会合の書記 Chaplin の訴えの件処理。 ・委員の職務すべて終了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Purssell の業務はこれ以後も継続。

(出所) 前掲注(2)参照。

主として割り当て後の雑務の処理がおこなわれた(もちろんこれは厳密な区分ではない)。

第一段階から叙述を始めよう。エンクロージャーの準備期にあたる第5回までの会合では、主としてつぎのふたつのことがなされた。ひとつは前項で述べた、委員および他のスタッフの任命、もうひとつは委員会の査定および各土地保有者の申請にもとづいて、教区内の土地保有状況の一覧表を作成することであった。後者は土地割り当てのための基礎資料となろう。第1回会合でスタッフの任命と宣誓がおこなわれたあと、さっそく各土地保有者にたいして、おのおの所持する土地の面積、共有権等を申告するように、通達が出されている。つぎの第2・3回の会合で、書面ないし口頭で申告が受け付けられた。⁽³⁸⁾そして第3回会合のあと、9月2日に一覧表が教区教会の扉に貼布された。同表には法人を含む49人の土地保有者が、土地の被割り当て権所持者としてリストされた。内容的には、その全員について、フリーホールドおよびコピーホールドの土地がそれぞれ旧囲い込み地と開放耕地に分けて表示されたほか、家屋数や家畜の頭数等の資産も記載されている。⁽³⁹⁾この表を教区民の一覧に付し、そのあと第4・5回の会合でその内容にたいする異議を受け付けた。ことに第4回会合では29件の異議が申告され、6日間にわたって当事者の事情聴取と然るべき処置(一覧表の内容訂正など)がおこなわれた。また決着した件については、やはりそのつど教会の扉で報告された。⁽⁴⁰⁾

第5回までの会合には、この一覧表の作成のほかいくつかの重要事項が含まれていた。まず隣接教区との境界の不明確な部分をはっきりと確定する業務である。前掲の教区地図をみれば、ウェストン・ターヴィル教区は Aylesbury 教区を含めて六教区と接しているが、ここでは Ashton Clinton および Halton 両教区が対象となった。[表1]にあるように、第4回会合のあと10月6

注(38) 申告書が書面で提出された場合、申告内容の詳細度は実にさまざまである。大土地保有者は農地を細かに分類して一覧表にしているのにたいし、小農は文盲のため代筆によってごく大雑把な申告をおこなった例がみられる。Some Documents, No. 10, 11.

(39) Some Documents, No. 12.

(40) Davis, "Minute Book", p. 174.

日に境界の踏査開始の布告が各関係教区の公共の場所に貼布されている。境界の確定自体は第6回会合までにはほぼ完了した。また耕地の割り替えに伴う、諸道路の整備も着手された。三本の輸送路の新設および改修が計画されているが、このための費用は厩大なものにのぼり、のちのちまでトラブルの原因となったことは後述するとおり。また、十分の一税の代替 (commutation) も、エンクロージャーの一環として重要な業務であった。この教区では、手はじめに第4回会合で旧囲い込み地の保有者にたいし、従来の十分の一税の代わりとして、土地の一部削減か定額レントの納入のいずれか一方を選択するよう、通達⁽⁴¹⁾が出されている。

つぎに第二段階として、実際に土地の割り当てがおこなわれた第6回～第11回の会合をみてみよう。ウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャーでは、1798年末から1799年上半年期にかけて割り当てがおこなわれたもようである。〔表1〕をみれば、すでに第5回会合において、来たる11月1日をもって休耕地の家畜放牧を禁ずる通達⁽⁴²⁾が出されているが、あわせて、割り当て地の位置について要望があるものは申し出るよう、通達⁽⁴³⁾された。そして冬期にあたる第6・7回の会合で割り当て地の決定がなされ、年が明けて実際の割り当てが開始された。また第7回会合においては、共有権の廃止および各種テナントのリース権の一時停止が宣言⁽⁴⁴⁾されている。つまりこの時点でウェストン・ターヴィル教区の開放耕地での耕作秩序がやみ、囲い込み農場への移行過程がその半ばを過ぎたものとみることができよう。

土地の割り当てとならんで重要な業務が、エンクロージャー費用の徴収である。第7回会合で測量士は、項目別、すなわち柵、立法経費、境界用資材、人件費等に要した費用を算定するよう、求められている。つづく第8回会合において測量士は、この費用算定にもとづいて、各土地保有者の支払うべき分担費用を提示した。それによれば、支払い総費用は3,163ポンド1シリング4ペンス、これが38人に割り当てられている。いうまでもなく、おのおのの支払い額は不均衡で、おおむね保有する土地の規模に比例していた。ちなみに最高額は Mercers' Company に割り当てられた 922ポンド4シリング7ペンス、最低額は1ポンド4シリング5ペンスとなっている。⁽⁴⁵⁾ 会合での費用の

注 (41) *Ibid.*, pp. 174-175.

(42) 十分の一税の全国的な代替・廃止はのちの1836年の法令によって実現したが、ミッドランドの開放耕地地帯では、十分の一税はほとんど議会エンクロージャーの実施時に——完全な方法ではなかったにせよ——代替されていた。このさい従来十分の一税保持者は、土地または現金のかたちでその分を一括給付されるか、以後は“corn rent”と呼ばれる定額のレントで受け取るということになった。以上の過程にかんする詳細は、つぎの文献を参照。Evans, E. J., *The Contentious Tithe: The Tithe Problem and English Agriculture, 1750-1850* (London, 1976), chap. 5; Kain, R. J. P. & Prince, H. C., *The Tithe Surveys of England and Wales* (Cambridge, 1985), pp. 22-27.

(43) *Some Documents*, No. 14.

(44) リース権を停止したあと、権利証書のあるテナントは2月14日までにそれを委員に示し、それ以外のものは保有地の占有開始時を明らかにするよう求められた。そして新たなテナント契約がとり結ばれ、委員によってレントの支払い額が決定されるまで、テナントは過渡的に“broken rent”を支払わなければならなかった。Davis, “Minute Book”, p. 176.

公示の直後、17人の土地保有者が即座に支払っているが、いずれも全額ではない。⁽⁴⁶⁾その後、長期間にわたって費用の徴収活動がおこなわれることになった。

土地の割り当ての公式報告書である裁定書(Award)の作成も、委員の不可欠な業務のひとつである。第8回会合以後、主として書記の手によって裁定書の草稿が準備され、第9・10回においてその草稿の仔細が委員によってチェックされた。そして第11回会合で正式の裁定書が作成されている。ウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャーは、実質的にはこの時点で終了したといえよう。ただ〔表1〕を見れば、第10・11回会合では不満をもつ土地保有者の訴えが多いのが目をひく。不満の内容は割り当て地の位置にかんするものが中心であったが、他にテナントと地主とのいざこざ、水路・道路・柵の位置をめぐる利害の対立も少なからず会合の場にみられた。

囲い込み委員の業務もいよいよ仕上げの段階に入る。第12回の会合から最終回の第16回までは、土地の割り当て後の雑務処理がすすめられた。とりわけエンクロージャー費用の徴収がその中心であった。分担費用が公示された第8回会合において、すでに不払い者への催促状が書記の手によって送られているが、一連の会合の終盤に入っても支払い滞納者がなかなか減らず、くりかえし書記の手をわずらわすことになる。そのため会合の回数自体が不本意に増加し、いきおい経費がますますふくらんでいった。業を煮やした委員会は、第14回会合で滞納者にたいして不動産差し押えの警告を発することを決定した。それでも滞納者はなくならなかったものとみえ、第15回では実際に不動産差し押えの準備がおこなわれている(これが発効したかどうかは不明である)。

なお、終盤におこなわれた他の業務でめだつたものを二三あげる。委員のひとりである T. Bainbridge は、第9回会合以降はまったく出席していない。ようやく第15回会合で、書記がかれに連絡をとるよう指示されている。ターナーの論文によれば、かれはこの教区のほかに他の州の一教区におけるエンクロージャー(1799-1800年)の委員を兼ねていたので、1799年に入ると出席することができなくなったもようである。また、土地保有者からの陳情にもとづいて、水路・道路・柵の新設・改修によってひきおこされた農地の物理的損害にたいし、補償活動がおこなわれている。最後に、すでに道路測量士に任命していた F. Pursell に諸道路の整備を託して、委員の会合は終了し、その旨公示が出された。⁽⁴⁸⁾

注(45) Some Documents, No. 17. なお、さきの一覧表にリストされた49人の土地保有者にくらべて、支払いを割り当てられた人数はいくぶん少なくなっている。これは宅地のみないし旧囲い込み地のみの保持者は、費用を課されないことが多かったからである。

(46) たとえば、バッキンガム伯は分担額約261ポンドのうち、200ポンドをこの時支払っている。これは最もスムーズに多額の支払いがおこなわれた例である。筆頭土地保有者の Mercers' Company などは、支払いのために3カ月の猶予を委員に懇願していることから、他の保有者の困窮も推しはかれよう。Turner, thesis, p. 331; Some Documents, No. 15.

(47) Turner, thesis, p. 258.

(48) Some Documents, No. 18.

III ウェストン・ターヴィル教区の囲い込み委員の活動の特徴

囲い込み委員として知られている人々の役割は、たんにエンクロージャーに伴う土地の割り替え＝再配分の手続きを主導するだけではなかった。すなわち、かれらは休耕地の取り扱いや新しい耕作サイクルが軌道にのるまでの過渡的耕作を指導するなど、エンクロージャー実施期間中の教区の耕作の指揮権をもっていた。また道路・水路・柵の新設および整備を、適当な人員を雇用することによって差配し、一方で十分の一税の代替や、エンクロージャー後のテナントのリース契約の更新にもふかく関わっていた。いいかえれば、それまでの開放耕地および共有権にもとづく村落秩序とはまったく違ったかたちでの新しい経済生活のあり方を決定するのが、委員の仕事であった。かれらは他のスタッフとともに、この仕事を首尾よく遂行する責任を負っていたのである。ベレスフォードがさきの1946年の論文で委員の専門化という傾向を指摘したとき、かれの脳裡にあったのは、古典学説がそうであったような、階級的対峙の契機をはらんだ歴史の一過程、つまり産業資本主義社会の最終的成立の一側面をなす、農業における完全な「三分割制」(tripartite division)ないし近代的土地所有に帰結する農業革命の過程としての議会エンクロージャーではなく、上のような意味での、すぐれて村落レベルでの生活の一大転換をもたらしたものとしてのエンクロージャーであったといえよう。もちろんこの双方の視角は、歴史研究のうえではお互いに不可分なものであるが、それによってベレスフォードの指摘の価値が低くなるわけではあるまい。むしろわれわれは、かれの新しい着眼点を通じて見えてきた像そのものに注意をむける必要があろう。本節では、かれも指摘した委員の「専門化」の内実を、以上述べきったウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャーの顛末によって、検討する。

この教区では、委員の「専門化」はさまざまなかたちで現われている。まず、委員の構成そのものが、当時バッキンガムシャー内で夥しい件数のエンクロージャーに参加していた J. Fellows および R. Davis を含んでいた。とくに前者は、前述のようにこの教区を加えて同州内で29件のエンクロージャーの実施に立ち合ったが、これは同州の委員のなかでは最多の回数であった。つぎに掲げる〔表2〕は、ウェスタン・ターヴィル教区のエンクロージャーが開始された1798年の1年間に、Fellows が委員として関わった教区の委員の会合の日時および場所(教区の位置については、前掲の地図を参照)を示したものである。

この表によれば、かれはこの年に5教区の委員職をほぼ並行してつとめていた。もちろん会合への出席だけが委員の活動の全部であるはずはない。会合はあくまで業務の方針を決定するものであり、その背後にそれに数倍する労働があったのである。したがって委員のような職は、とりわけ Fellows のように多数の委員会に参加していた場合は、とても専業でないとつとまらなかったこ

〔表2〕 囲い込み委員 John Fellows の1798年の会合出席簿

教 区	日 付	会合の場所 (教区名)	教 区	日 付	会合の場所 (教区名)
Drayton Parslow	1月1日	(欠席)	Drayton Parslow	7月2～7日	Winslow
Stoke Mandeville	1月10～12日	Aylesbury	Weston Turville	7月18～19日	Aylesbury
Stoke Mandeville	1月22～27日	Wing	Stoke Mandeville	7月30～ 8月3日	Aylesbury
Drayton Parslow	1月24日～ 2月2日	(欠席)	Weston Turville	8月20日	Aylesbury
Drayton Parslow	2月6～8日	Winslow	Wingrave	9月1日	?
Stoke Mandeville	2月19～24日	Aylesbury	Weston Turville	9月24～29日	} Wendover
Drayton Parslow	3月5日	(欠席)	Stoke Mandeville	9月24～29日	
Stoke Mandeville	3月26～30日	Aylesbury	Weston Turville	10月18～20日	Aylesbury
Drayton Parslow	5月21～26日	Winslow	Wing	11月30日	?
Stoke Mandeville	5月29～ 6月2日	(欠席)	Weston Turville	12月10～15日	} Aylesbury
Weston Turville	6月20～21日	Aylesbury	Stoke Mandeville	12月10～15日	

(出所) Turner, thesis, p. 251.

とがわかる。

委員のみならず、委員会の他のスタッフ、つまり測量士および書記も、専門的知見を必要とする職務であった。すでに〔表1〕の議事進行表で示されたように、エンクロージャーの実務にかんしてはこの両者による受けもちの部分が多かった。その意味では、実質的には測量士および書記がエンクロージャーの実行担当者であったということもできよう。測量士をつとめた W. Collisson についても、やはり前述した。測量士の職は、委員となるための修業ないし徒弟期間という面が多分にあった。したがってこのふたつの職務は人的な交流が多く、Collisson は委員職を経験したあとも、ヴェテランの測量士として活動している。一方、書記の A. Chaplin は、ウェストン・ターヴィル教区の土地保有者としても名前を連ねているが、元来は Aylesbury 在住の弁護士であった。そればかりではなく、バッキンガムシャーの治安書記 (Clerk of Peace) も兼ね、いわば地方社会の名士の人物といえよう。書記の職にはすこぶる手慣れたところをみせ、この教区では議会にエンクロージャー法案を提出するかなりまえから、教区内に在住しない主要な土地保有者にたいし、書簡によってエンクロージャーへの合意をとりつける活動をおこなっている⁽⁴⁹⁾。また、この教区では柵の設営にあたり、2人の職業造園業者を雇った。2人はそれぞれオックスフォードシャーおよびミドルセックス出身であったが、バッキンガムシャーでも頻繁に活動し、エンクロージャー時の柵の設営を請負った最初の専門家でもあった⁽⁵⁰⁾。とくに19世紀に入ると、この方法は次第に慣例化していく。

つぎに、「専門化」は委員や他のスタッフに支払われた多額の報酬にも現われている。委員に支

注 (49) Some Documents, No. 2. Chaplin は第10回会合において、前回の会合で2人のテナントにたいしてとられた措置、つまり、地主からの補償の支払いの要求を訴えた2人にそれを認めたことに抗議して、それぞれの地主の方を擁護するアピールをおこなっている。結局、Chaplin の言い分はうち1人については認められたが、委員と違って裁定権のない、しかも事務職として中正の立場をとるべき書記がこのような積極的な行動に出ている事実は、釈然としないものがある。Davis, "Minute Book", pp. 177-178.

(50) Turner, thesis, p. 268.

イギリス議会エンクロージャーにおける囲い込み委員の活動

払う報酬は時期および場所によってさまざまであった。しかし法令のなかには、この額についての規定が明記してあるとは限らない。明記してある場合は、たとえば18世紀前半は1日の業務にたいし1ギニー(21シリング)、19世紀に入ると5～6ギニーといった額が支払われるようになっていた。ただ、これには遠来の委員の場合の旅費や滞在費などの必要経費が含まれていたかどうかははっきりしないため、正確な報酬の水準を確定することは困難である。⁽⁵¹⁾しかし、**Fellows**のような専門家がいくつかのエンクロージャーをかけもちすることによって、専業として十分の身入りがあった事実からすれば、それ相当の額の報酬があったことは間違いない。ウェストン・ターヴィル教区における報酬の額に目を転じると、つぎのような数字が得られる。すなわち、委員(3名)にたいする報酬として450ポンド(同教区のエンクロージャー費用中占める割合は14.3%、以下同様)、書記には182ポンド(5.8%)、そして測量士には341ポンド(10.9%)となっている。⁽⁵²⁾委員はこれ以外にも、法令成立以前の業務にたいして支払いをうけているし、書記の **Chaplin** にいたっては法案作成費(前述のようにかれば弁護士でもあった)として232ポンド、裁定書作成の手数料として104ポンドの追加報酬を受けとっていた。⁽⁵³⁾してみれば、委員にたいしてはもちろん、それ以外の書記、測量士といったスタッフにたいしても、すでに専門職として見合う分の支払いがなされていたといえよう。むしろ後二者の報酬は、少なくともこの教区においては、委員(3名)にたいして支払われる額より実質的には大きかったのである。

ところで、会合への委員の欠席もめだっている。ターナーはこの事実を重要視し、委員が方々のエンクロージャーをかけもちしたために、多忙のため会合を欠席がちになったとする。⁽⁵⁴⁾いま、ウェストン・ターヴィル教区での委員の会合日数は全部で59日、うち各委員の出席日数は、**Fellows** が59日、**Davis** が56日、**Bainbridge** が36日となっている。⁽⁵⁵⁾他二者より出席日数が極端に少ない**Bainbridge**は、第9回会合以降ずっと出席していない。教区によってはエンクロージャー法令のなかに、職務怠慢の委員を罷免する旨の規定がある。この教区もその例にもれなかったが、⁽⁵⁶⁾実際は罷免はおろか、第15回会合でようやく本人への問い合わせをおこなう動きがでているにすぎない。⁽⁵⁷⁾すでに述べたように、**Bainbridge**は他州の一教区のエンクロージャーに参加していたのである。考えられることは、この教区の場合 **Fellows** および **Davis** というヴェテランの委員2名を擁していたため、**Bainbridge**の役割は大きなものではなかった、したがって彼がいなくても業務の遂行に支障はなかったのではないか。もっともさきの〔表2〕を見れば、**Fellows**にしたところが1798

注 (51) Tate & Turner, *A Domesday*, p. 36.

(52) Turner, *thesis*, pp. 321-323.

(53) *Ibid.*, pp. 307, 318.

(54) Turner, "Enclosure Commissioners and Buckingham Parliamentary Enclosure".

(55) Turner, *thesis*, p. 233.

(56) *Some Documents*, No. 9.

(57) Davis, "Minute Book", p. 180.

年の上半期にはドレイトン・パースロウ (Drayton Parslow) 教区の委員の会合をたびたび欠席している。同教区においては、今度は Fellows の方が多少とも名目的な委員であった可能性もある。同表を見ればまた、ウェストン・ターヴィル教区およびストウク・マンデヴィル (Stoke Mandeville) 教区の会合が、9月24～29日、12月10～15日にそれぞれ同時に同じ場所でひらかれていることがわかる。複数のエンクロージャーのかけもちによる委員の欠席を少なくするために、たびたびこのような能率的な方法がとられていたもようである。

最後に、この教区の会合の内容で目につくのは、エンクロージャー費用の各土地保有者分担分の納入がいちじるしく延滞していることである。これは会合が16回の多数におよんだ最大の原因であった。委員会は第8回の費用一覧の公示以降、ほとんど毎回支払い催促状を送っている。おおむね教区のエンクロージャーが終わった第12回会合では、延滞が委員の業務の完了を妨げている旨、表明されている。⁽⁵⁸⁾ 第14・15回の会合では、不払い者にたいして不動産差し押えの警告が出されていることから、このことがいかに業務の円滑な進行を妨げたか知られる一方、多額の費用を一時に要求された土地保有者たちの困惑も想像にかたくない。費用の問題はこれで終わらなかった。会合自体は、道路の整備を道路測量士の F. Pursell に託して閉会したが、かれは裁定書が完成してから9年後の1809年に未払い分の報酬の支払いを要求した。しかし書記はすでに手元に処分できる費用はない旨回答し、この問題は裁判沙汰に発展した。⁽⁵⁹⁾ かくて費用納入の延滞とそれによるトラブルは、つねに委員会の頭痛のタネであったといえよう。⁽⁶⁰⁾

以上、ウェストン・ターヴィル教区における囲い込み委員の活動の特徴を、主要な諸側面のみにしぼってみてきた。むすびにかえてつぎのことを指摘して本稿を終えたい。すでにベレスフォードの指摘した委員の「専門化」傾向は、この教区においてもまごうかたなく明らかである。というより、議会エンクロージャーの性格上、それは当然に要請されることなのであった。本稿の主旨も、ベレスフォードやテイトがふみこんで議論しなかった一教区のエンクロージャーについて、それを具体的に明示することであったといえよう。ただ「専門化」が、ただちにベレスフォードが結論したような「公正さ」につながるとはいえまい。この両者はむしろ、違った性質の問題であろう。州レベルの地域内部で観察してみれば、Fellows のように委員としての専門的な修業をつみ、一步一步階梯をのぼっていったものが広く活躍していた一方で、一回限りの委員職をつとめたものが80

注 (58) *Ibid.*, p. 179.

(59) Turner, thesis, pp. 269, 295.

(60) 費用の問題については、本稿の性質上仔細にわたることはできないが、つぎの諸論文が重要な問題提起をおこなっている。ぜひ参照されたい。Martin, J. M., "The Cost of Parliamentary Enclosure in Warwickshire", in: Jones, E. L. (ed.), *Agriculture and Economic Growth in England 1650-1815* (London, 1967), pp. 128-151; Turner, M. E., "The Cost of Parliamentary Enclosure in Buckinghamshire" *Agric. Hist. Rev.*, XXI, 1 (1973), pp. 35-46; do., "Cost, Finance, and Parliamentary Enclosure" *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., XXXIV, 2 (1981), pp. 236-248.

名以上いたことも事実である。⁽⁶¹⁾ ウェストン・ターヴィル教区でも委員の Fellows, Davis, 測量士の Collisson といった専門家がエンクロージャーを指導していた一方、もうひとりの委員 Bainbridge は、少なくとも同教区においては名目的な役割しか負っていない。かくて、州内で特定の少数の専門家による諸教区(ないし村落)間での実施方法の画一化がすすめられていったとみるべきであろう。当然、これらの専門家が経験を重ねていくにつれ、実施過程における能率も上がっていったと思われる。しかしこのことと、実施における「公正さ」とは別の問題である。というのは、エンクロージャー実施上のある種の画一的マニュアルができ制度化がすすむにつれて、いろいろな意味で切り捨てられる部分も多くなっていく可能性が大きいからである。つまり、その意味では委員の不正行為が特殊かつ例外的であったという、ベレスフォード、テイトらの指摘とは逆に、むしろ実質的には「専門化」の帰結として、組織的な不正が深化していったという推論も、十分検討にあたいするのではないか。実際この教区においても、会合の第一段階での土地保有一覧表作成のための申告のあり方や、書記の特定の行動にもその一端はうかがうことができる。しかし、この推論の検証とその具体的な内容そのものの検討は、筆者の今後の課題にぞくする。⁽⁶²⁾

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)

注 (61) Turner, thesis, pp. 278-279.

(62) 本稿は、拙稿「イギリス議会エンクロージャー研究の最近の動向」(『三田学会雑誌』79巻2号, 1986年, 125-134ページ)とともに、筆者のイギリス議会エンクロージャー研究の序論をなすものである。